公益社団法人豊田法人会
2017.11/ No.130
KoekiShadanHojin Toyota Hojinkai

豊田法人会だより

世界一熱いラグビーを届けよう。
TRY FOR ALL
RUGBY 2019 AICHI・TOYOTA

法人会
消費税期限内納付
推進運動

省資源･環境保護に努めましょう!
○この冊子は再生紙を使用しています。
○ホッチキスは不燃物のため、製本に使用していません。

面の木風力発電所（豊田市稲武町）

税に強くなる。

法人会に入る理由は、それだけではありません。

〔人脈がひろがる 社会につながる〕

公益社団法人
豊田法人会 http://www.toyotahojinkai.or.jp

Contents No.130

第34回 法人会全国大会 平成30年度税制改正に関する提言 提言手交	**1**
平成29年分 年末調整等説明会 年末調整説明会（豊田市·みよし市） 消費税軽減税率説明会（豊田市·みよし市）	**7**
とよた産業フェスタ2017　出展報告 チャリティ呈茶募金（社会貢献活動）	**8**
女性部会 活動報告	**9**
青年部会 活動報告	**10**
市役所からのお知らせ（豊田市·みよし市） 中小企業省エネ実践セミナー　開催	**11**
支部紹介（稲武支部） 稲武のみどころ ほか	**12**
豊田加茂県税事務所からのお知らせ クレジットカードで納税	**14**
豊田税務署からのお知らせ 税務署への相談についてのお願い ほか	**15**
豊田法人会行事予定	**20**
新会員のご紹介	**21**

Poster ポスター

NEW ポスターが
新しくなりました。

第34回 法人会全国大会

福井大会

税制改正要望大会

平成29年度の法人会全国大会が、去る10月5日(木)全国から関係者が多数出席する中、福井県の福井県産業会館で開催されました。

第1部の記念講演では、演題「今後の政治と経済の行方」で、毎日新聞専門編集委員の与良正男氏による講演が行われました。

続いて第2部の式典では、全国法人会連合会　小林栄三会長の挨拶、及びご来賓の皆様方からご祝辞を頂戴しました。

その後、「平成30年度税制改正に関する提言」の趣旨説明等がありました。提言事項の要約は以下のとおりです。

◎平成30年度 税制改正に関する提言(要約)

基本的な課題

I. 税·財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○　昨年度の国の税収は当初予算を大幅に下回ったうえ、前年度実績も割り込んでおり、高成長を背景とした税の自然増収に頼る財政健全化計画は急速に説得力を失いつつある。

○　真の財政健全化を達成するためにはPB黒字化に向け規律ある具体的な道筋を明確に示し、着実に実行することが重要である。

(1)消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

(2)「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。この2年間においては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に行うべきである。

(3)財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4)消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

(5)国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害するうえ財政の悪化要因にもなる。政府·日銀には市場の動向を踏まえた細心の運営が求められる。

基本的な課題

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○ 超高齢化社会到来の今、社会保障は「自助」「公助」の役割をどう組み合わせていくかが重要である。医療費·介護費の抑制につながると注目されている健康寿命の問題についても、こうした視点を踏まえた客観的なデータに基づく取り組みがもとめられる。

(1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2)医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。

(3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。

(4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。なお、子ども·子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6)企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

○ 「行革の徹底」には、地方を含めた政府·議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが何より必要である。諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を実行するよう強く求める。

(1)国·地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2)厳しい財政状況を踏まえ、国·地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○ 軽減税率は何と言っても事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。

○ 税率引き上げに向けては消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点からも、以下の対応措置が重要である。

(1)現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○ OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力強化の観点からさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

（1）中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

（2）租税特別措置については、税の公平性·簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。

なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成29年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○　我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

（1）事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する欧州並みの本格的な事業承継税制の創設が求められる。

（2）相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。
②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
③対象会社規模を拡大する。

Ⅲ. 地方のあり方

○　地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立·自助の精神である。

○　ふるさと納税制度については、過度な競争を問題として総務省が一定の制限を設けたのは当然の措置といえる。また、住民税は居住自治体の会費というのが原則であるので、例えば納税先を出身自治体に限定するなど本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

○　地方交付税制度は国が地方の不足財源を保証する機能を有していることから地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、改革が求められてきた。地方は必要な安定財源の確保や行政改革について、自らの責任で企画·立案し実行していくことが重要である。

（1）地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

（2）広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

平成30年度 税制改正に関する提言（要約）

基本的な課題

(3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には「事業仕分け」のような民間チェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4)地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数が改善せず高止まりしており、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5)地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興

○ 東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興·創生期間（平成28年度～32年度）」も2年目に入っているが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

○ 昨年4月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧·復興の実現に向けて取り組まねばならない。

Ⅴ. その他

1. 納税環境の整備

2. 租税教育の充実

◎税目別の具体的課題

▶法人税関係

1．役員給与の損金算入の拡充
（1）役員給与は原則損金算入とすべき
（2）同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき
2．交際費課税の適用期限延長
3．公益法人課税

▶所得税関係

1．所得税のあり方
（1）基幹税としての財源調達機能の回復
（2）各種控除制度の見直し
（3）個人住民税の均等割
2．少子化対策

▶相続税・贈与税関係

1．相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
2．贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
（1）贈与税の基礎控除を引き上げる。
（2）相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

▶地方税関係
1．固定資産税の抜本的見直し
（1）商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
（2）居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。
（3）償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（３０万円）にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。
（4）国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
2．事業所税の廃止
3．超過課税
4．法定外目的税

▶その他
1．配当に対する二重課税の見直し
2．電子申告

◎法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

法人会の提言事項の一部が、平成29年度及び平成28年度税制改正では法人課税、事業承継税制等で実現する運びとなりました。主なものは以下のとおりです。

1.中小法人に適用される軽減税率の特例

〔法人会提言〕
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成29年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

〔改正の概要〕
中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限が2年延長された。

2.中小企業投資促進税制

〔法人会提言〕
中小企業投資促進税制については、対象資産を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、適用期限が、平成29年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、期限延長する。

〔改正の概要〕
中小企業投資促進税制の上乗せ措置（生産性向上設備等に係る即時償却等）については、「中小企業経営強化税制」として改組され、これまでの上乗せ措置において対象外であった器具備品・建物附属設備が対象とされた。
中小企業投資促進税制については、適用期限2年延長された（対象資産から器具備品を除外）。

3.「事業承継税制」相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

〔法人会提言〕
本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

〔改正の概要〕
非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度については、災害や主要取引先の倒産等により売上高が大幅に減少した一定の会社について、雇用確保要件が緩和された。

4.法人実効税率20%台の早期実現

〔法人会提言〕
我が国の立地条件や国際競争力強化などの観点から、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の法人実効税率を実現する。

〔改正の概要〕
法人税率が、平成28年度に23.4%、へ平成30年度に23.2%に引き下げられる。また、法人事業税の税率が引き下げられ、外形標準課税が拡大される。これにより、法人実効税率は平成28年度に29.97%、平成30年度に29.74%に引き下げられる。

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

5.少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

〔法人会提言〕

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成28年3月末となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

〔改正の概要〕

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入額の特例について、対象となる法人から常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人を除外した上で、その適用期限を2年延長する。

6.交際費課税の適用期限延長

〔法人会提言〕

平成26年度税制改正において拡充された交際費課税の特例措置については、適用期限が平成28年度3月末までとなっていることから、その延長を求める。

〔改正の概要〕

接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例期限が2年延長された。

7.地方税のあり方

〔法人会提言〕

地方創生では、更なる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

〔改正の概要〕

地方拠点強化税制が拡充され、雇用者の数が増加した場合の税額控除制度（雇用促進税制）について、一定の調整措置を講じた上で所得拡大促進税制と重複して適用できるようになった。

提言手交

平成30年度 **税制改正**に関する**提言**

平成30年度税制改正に関する提言を当会杉原功一税制委員長が次の方々に手交しました。

衆議院議員
古本伸一郎 氏

衆議院議員
八木　哲也 氏

豊田市長
太田　稔彦 氏

みよし市長
小野田賢治 氏

豊田市議会議長
三江　弘海 氏

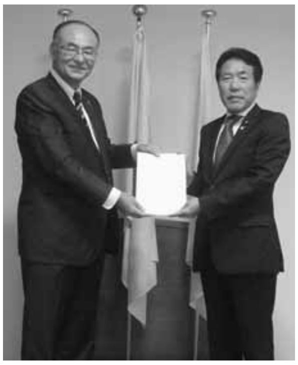

みよし市議会議長
塚本　克彦 氏

●豊田税務署からのご案内

平成29年分の 年末調整等説明会

本年も年末調整の時期が近づいてまいりました。つきましては、年末調整等の具体的な事務手続きなどについて、下記の日程で説明会を開催しますのでご案内申し上げます。

なお、ご出席の際には郵送でお届けする**「年末調整のしかた」、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」をご持参願います。**

開催場所	対象者	開催日時
みよし市図書館 学習交流プラザ サンライブ みよし市三好町湯ノ前114	みよし市の方	**11月16日(木)** 14:00〜16:00
豊田市民文化会館 (小ホール) 豊田市小坂町12-100	豊田市の方で住所地 町名の頭文字が **「あ」から「た」の方**	**11月21日(火)** 10:00〜12:00
	豊田市の方で住所地 町名の頭文字が **「ち」から「わ」の方**	**11月21日(火)** 13:30〜15:30

※ご都合の悪い場合は、他の税務署が開催する会場にもご出席いただけます。
※他の税務署が開催する日程等については、国税庁ホームページ名古屋国税局コーナー
【www.nta.go.jp/nagoya/index.htm】でご確認いただくことができます。

●消費税軽減税率説明会が開催されます。

開催場所	対象者	開催日時
みよし市図書館学習交流 プラザ　サンライブ みよし市三好町湯ノ前114	みよし市の方	**11月16日(木)** 10:00〜11:30
豊田市民文化会館 (小ホール) 豊田市小坂町12-100	豊田市の方	**11月22日(水)** 14:00〜15:30

※他の税務署が開催する説明会に参加いただいても結構です。
なお、説明会の開催予定は随時更新されますので、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp/index.htm】でご確認ください。

◎ご不明な点は豊田税務署までお問い合わせください。
▷年末調整等説明会に関すること　TEL0565-35-7779(源泉所得税担当直通)
▷消費税軽減税率説明会に関すること　TEL0565-35-7777(代表)内線2513(法人課税第一部門)

とよた産業フェスタ2017

2017.9.23 Sat – 24 Sun

出展報告

とよた産業フェスタ2017に女性部会主催の「チャリティ呈茶募金」を出展しました。
皆さまよりお預かりした善意の募金は社会貢献に役立てていきます。
ご来場いただいた皆さま、ご協力いただいた法人会員の皆さまに深く感謝いたします。

チャリティ
呈茶

女性部会 活動報告

花水木
女性部会の花

シンボルマーク
このマークは、女性部会の4ブロックの強い絆を表現しています。

平成29年8月25日(金)

サマー講座を開催。

第1部 「これからの日本のために財政を考える」
豊田税務署長 今枝 なほみ 氏

第2部 「ソプラノ・ピアノ・チェロの演奏会」

お盆の連休の疲れもほぐれた頃、8月末に女性部会のサマー講座を開催致しました。

第一部は豊田税務署長の今枝なほみ氏に「これからの日本のために財政を考える」のテーマでご講話して頂きました。

以前、豊田に勤務されていた経験もあり懐かしいお顔も見えますねとお話され女性らしく、またとても興味深い講話で時間の経つのを早く感じました。

第2部は、ピアノ・チェロ・ソプラノの演奏会で、オペラの有名な曲から日本の季節の歌と幅広い選曲で、口ずさみながら聞いている方もみえて、楽しいひと時が過ごせた会となりました。

〈署長講話〉

〈演奏会〉

平成29年9月23日(土)・24(日)

チャリティ呈茶を出展。

9月23日・24日のとよた産業フェスタでは今年も女性部会のブースを設け、お抹茶とお菓子を多くの皆さまにお飲みいただきました。お客様には募金にご協力して頂き、大変感謝いたしております。募金の中より後日然るべきところへ寄付をさせて頂く予定でおります。

今後もこのような活動を続けて参りたいと思います。

青年部会 活動報告

青年部会は「税法、経理、経営」の相互研究や会員相互の啓発・親睦を目的としています。次代を担う若手経営者、中堅幹部社員のみなさん、我々と共に新しい未来に向けて研鑽しましょう。

新入会員募集中!

《年会費》3,000円
《会員資格》
豊田法人会員である法人に属した50歳以下の人

●詳しくは豊田法人会事務局まで!

講演会開催のご報告

平成29年8月25日(金)
15:30～16:45

●講師

(株)東京三菱UFJ銀行
デジタル企画部
プリンシパルアナリスト
柴田　誠 氏

●演題

フィンテックとは何か －お金をめぐる変化

フィンテックの技術活用の実例及び新しいビジネスモデルをご紹介いただきながら、今後の動向を踏まえ、中小企業がどのように備え、活用すべきかをご講演いただきました。

社会貢献活動のご報告

平成29年9月23日(土)
～24日(日)

とよた産業フェスタ2017に出展した女性部会主催「チャリティ呈茶募金」のお手伝いをしてまいりました。

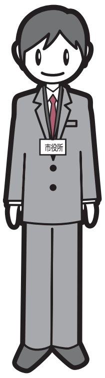

豊田 みよし 市役所からのお知らせ

中小企業 省エネ実践セミナー

開催します。

現在、豊田市･みよし市では、中小企業を対象にした省エネ支援事業を実施しています。

省エネに関する相談を受けつけ、相談内容に応じて、エネルギー管理士や中小企業診断士などの専門家を無料で派遣し、省エネや経営等に関わる支援を行っています。

今回のセミナーでは、豊田市･みよし市の中小企業を対象に、省エネ相談事業のご紹介とともに、省エネの意義や実際の省エネ事例等を専門家がわかりやすくお話しいたします。お気軽にお申し込みください。

プログラム

【第１部】無料省エネ相談事業の紹介

【第２部講演】**企業にとっての省エネの意義－背景と目的－**

【第３部講演】**これからの経営改善－省エネの実践を通じて－**

※２会場で開催します（講演内容は同じです）。
※参加をご希望の会場の開催日３日前までに各申込先までご連絡ください。
※いずれも先着順に受付、定員になり次第締切り。

豊田市会場

日時：2017年**11**月**29**日(水)
15：00～16：30
会場：豊田商工会議所２０６会議室
定員：26名
申込先：豊田市環境部環境政策課
電話:0565-34-6650／FAX:0565-34-6759
Eメール:kansei@city.toyota.aichi.jp

みよし市会場

日時：2017年**12**月**11**日(月)
15：00～16：30
会場：みよし市役所6階・６０１会議室
定員：20名
申込先：みよし市環境経済部環境課
電話:0561-32-8018／FAX:0561-76-5103
Eメール:kankyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp

112万人がエコでつながる
MOre ACT
西三河首長誓約推進協議会
岡崎市 豊田市 安城市 知立市 みよし市

主催：西三河首長誓約推進協議会
（岡崎市、豊田市、安城市、知立市、みよし市）
一般社団法人環境創造研究センター

西三河首長誓約推進協議会とは

当協議会は、西三河５市（岡崎市、豊田市、安城市、知立市、みよし市）で地球温暖化対策を推進するために立ち上げた組織です。ヨーロッパで始まった地球温暖化対策を推進する「首長誓約」の取組に、西三河５市は国内第１号として参画しています。事業者の皆さまの省エネ活動の支援や多くの市民とともに行動できる取組を推進していきます。

稲武 支部紹介

支部長
高崎久往
㈱高崎モータース

支部の紹介

豊田法人会稲武支部は、豊田市北東部の旧稲武町内をエリアとし、会員数51法人の小さな支部です。

95%（平成29年5月末現在）の組織率を有し、「税務研修会」「視察研修会」「講演会」などの事業を会員全員で実施しています。地域に根差した法人会となるよう研修会講演会は、地域住民にも開放し交流を図っています。

また、春の「ウォーキング大会」・夏の「稲武まつり」・秋の「もみじまつり」・冬の「雪み街道」など四季を通じて商工会・観光協会・自治区など地域の諸団体とともに、地域貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

現在、道の駅「どんぐりの里いなぶ」を中心とした再開発が計画され、「リニア中央新幹線」が開通すれば、稲武地域は「豊田市の北の玄関」としての役割を果たすことになると思われます。

今後とも、法人会活動を通じて地域の皆様とともに発展していきたいと思っています。

表紙の写真 ▶ 面の木風力発電所

標高1200m余にある風力発電所です。高い山頂にあるため、見晴らしもよく青空を背景に大きな風車がゆっくり回る様子は必見です。また、こちらからは、白山・御岳山・南アルプスの他、天気の良い日には「富士山」を望める日があります。（下の写真は冬景色（風車と樹氷）です。）

稲武地区のみどころ ▶

豊かな自然を背景に四季折々なさまざまな景色景観がみられ、面の木原生林、夏焼城ケ山、大井平公園、名倉川畔、古い町並みなどの散策を楽しむことができます。

「五平餅」「鮎の塩焼き」「しし鍋」など地元の食材を味わい、温泉に入り一日をゆっくりと過ごしてみてはいかがでしょうか。

春桜

《瑞龍寺のしだれ桜》

樹齢約400年と伝えられ、県天然記念物に指定されています。
見頃は、4月上旬～4月中旬。期間中さくら祭りが開催されます。

《大安寺のしだれ桜》

樹齢250年余で市天然記念物に指定。同木を含めた根羽川沿いの桜並木は一見です。見頃は、4月上旬～4月中旬。

夏 やな

《おいでんやな》

矢作川水系根羽川に設けられた観光やなで、夏休みには家族連れで連日賑わっています。秋に産卵のための落ち鮎を捕まえるための大型伝統漁具で、鮎の塩焼きが賞味できる期間は10月末まで。

秋 もみじ

《大井平公園のもみじ》

地元の旧家が造成した公園のもみじ。名倉川畔からつり橋越しに眺める景色は最高です。11月上旬が見頃。

冬 雪景色

《イベント「雪み街道」》

雪灯篭から漏れる蝋燭の明かりが醸し出す幻想的な中、同時開催される「汁ー１グランプリ」の温かいスープで、心を癒してはいかがでしょうか。

愛知県豊田加茂 県税事務所 からの お知らせ

県税をクレジットカードで納税できます!!

《パソコン・スマートフォンなどのインターネット環境が必要です。》

◯納税できる税金

自動車税、個人事業税、不動産取得税等

◯納税できる納税通知書・納付書

「納付番号」「確認番号」が印刷されているもので、「コンビニ・クレジット取扱期限」欄又は「クレジット取扱期限」欄に印刷された取扱期限内のもの。

▷決済手数料

金額に応じた決済手数料（利用者負担）がかかります。

納税通知書・納付書の合計額	決済手数料
1円～10,000円	73円（消費税込　78円）
10,001円～20,000円	146円（消費税込157円）
20,001円～30,000円	219円（消費税込236円）
30,001円～40,000円	292円（消費税込315円）
40,001円～50,000円	365円（消費税込394円）

※以降、納税通知書・納付書の合計額が10,000円増えるごとに決済手数料73円（消費税別）が加算されます。

（例）自動車税額39,500円の場合：クレジットカード会社への支払金額は39,815円です。

※「分割払い」、「リボ払い」の場合、別途クレジットカード会社が定める手数料が発生する場合がありますので、事前にカード会社へご確認ください。

□ご準備いただくもの

- ◆納税通知書・納付書
- ◆クレジットカード
  （MasterCard、VISA、JCB、Diners Club、American Express）
- ◆パソコン、スマートフォンなど
  （インターネットが利用できるもの）

□手続き方法

1. パソコン、スマートフォンなどから、下記URLへアクセスし、「愛知県県税クレジットカードお支払サイト」から、支払いの手続きをします。
   愛知県県税クレジットカードお支払サイト　検索
   https://zei.aichi.jp
2. 画面上に表示される注意事項をご確認ください。
3. 愛知県から送付いたしました納税通知書・納付書に記載されている「納付番号」及び「確認番号」を入力してください。
4. 内容を確認し、クレジットカード情報を入力してください。

注　意　事　項

◯領収証書は発行されません
領収証書が必要な方は、金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）、コンビニエンスストア又は県税事務所で納税してください。

◯取消はできません
納税の手続完了後に、完了した手続きを取り消すことはできません。

◯納税証明書はすぐに発行できません
納税証明書が発行可能となるのは、支払手続が完了してから約2週間後です。
※車検が近い等、納税証明書が至急必要な方は、金融機関、コンビニエンスストア又は県税事務所で納税してください。

◯窓口では、クレジットカードを利用した納税はできません
金融機関や県税事務所の窓口、コンビニエンスストアの店舗でクレジットカードでの納税はできません。
パソコン、スマートフォンなどのインターネット環境を利用してお手続きください。

税務署での面接相談は、事前に予約をお願いします！

資料を持参しての相談や、所得税や消費税の申告書の作成など、税務署での面接相談を希望される場合は、お待たせしないよう**事前に相談日時等の予約をお願いしています。**

税務署にお電話いただくか、税務署の窓口で「相談の予約をしたい」旨をお伝えください。

※予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いいたします。
※予約状況により、希望の相談日時に添えない場合がありますのでご了承願います。
※電話の受付は月曜日～金曜日８：３０～１６：３０（祝日等及び年末年始を除きます。）

豊田税務署 0565-35-7777 に電話 → 自動音声案内「２」を選択 → 「相談の予約をしたい」旨を伝える

税務署に出向かなくても電話で相談ができます！

制度や法令等の解釈・適用、手続案内など、一般的なご相談は、
「電話相談センター」をご利用ください。

※電話の受付は月曜日～金曜日８：３０～１７：００（祝日等及び年末年始を除きます。）

豊田税務署 0565-35-7777 に電話 → 自動音声案内「1」を選択 → 電話相談センター

▷国税について調べる

よくある国税のご質問は国税庁ホームページ
「タックスアンサー」
で調べることができます。
（24時間利用可能）

タックスアンサー 検索

▷申告書を作成する

申告書は国税庁ホームページ
「確定申告書等作成コーナー」
で作成できます。
（24時間利用可能）

作成コーナー 検索

国税庁

国税の納付は、ダイレクト納付をご利用ください

簡単・便利

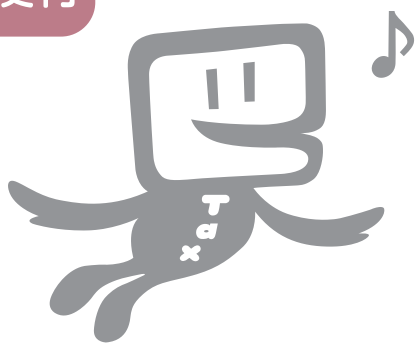

徴収高計算書データの送信に電子証明書やICカードリーダライタは不要です。また、ダイレクト納付にも、電子証明書等は不要なので、源泉所得税を納めている方に、特におすすめです。

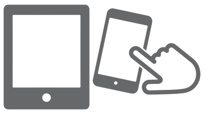

スマホ・タブレットでもOK!

ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。

簡単

○インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な手続で利用可能！
○インターネットバンキングの契約が不要！
○金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません!

便利

○即時又は納付日を指定して納付することが可能！
○税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能！

ダイレクト納付を利用するには

1 ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp ）でご確認ください。

2 利用者識別番号を取得する

e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください（即時発行されます）。

3 ダイレクト納付利用届出書を提出する

「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」（P3）に署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

利用開始手続

手順１　e-Taxの利用開始手続、納税用確認番号及び納税用カナ氏名・名称の登録

メッセージボックスを活用しやすくするために、メールアドレスの登録をお勧めします。
なお、利用開始手続等の詳細は、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。
また、既に利用開始手続がお済みの方は二重に手続することのないようご注意ください。

e-Taxホームページ＞サイトマップ＞e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー

手順２　ご利用される預貯金口座によりダイレクト納付ができることを確認

ダイレクト納付の利用が可能な金融機関及び預貯金口座の種類は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載しておりますので、ご確認ください。

国税庁ホームページホーム＞申告・納税手続＞税務手続の案内＞納税証明書及び納税手続関係＞ダイレクト納付の手続

手順３　ダイレクト納付利用届出書の作成・提出

ダイレクト納付利用届出書（書面）を作成し、所轄の税務署へ提出してください。
届出書の様式や記載方法、所轄の税務署の確認は、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページホーム＞申告・納税手続＞税務手続の案内＞納税証明書及び納税手続関係＞ダイレクト納付の手続

手順４　ダイレクト納付利用開始時期の確認

ダイレクト納付は、届出書の提出から約１か月後に、メッセージボックスに「ダイレクト納付口座の手続完了に関するお知らせ」が格納された日以降に送信する申告書データ等において利用が可能となりますので、メッセージボックスをご確認ください。

その他の電子納税（インターネットバンキング等）

　ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング等を利用して電子納税ができます。
　インターネットバンキング等による電子納税が利用可能な金融機関（インターネットバンキング等の利用の可否）については、Webサイト「ペイジー（www.pay-easy.jp）」でご確認ください。
　詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
（注）電子納税を利用する場合も、事前にe-Taxの開始手続が必要となります。

電子納税の利用可能時間

　電子納税は、e-Taxの**利用可能時間内**、かつ、**ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間内**でご利用ができます。e-Taxの利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

イータックス　検索

**　利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。**
**　e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901）へお問合せください。**
**　ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日９時～17時（祝日等及び12月29日～１月３日を除きます。）です。**

医療費控除は領収書が提出不要となりました

改正のポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“医療費控除の明細書” の添付
が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で**5**年間保存する必要があります。
（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）

（注）平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の明細書（裏面）の記載例

国税太郎さんの例（生計が同じ妻：花子さん）

国税太郎さんが受けた医療
2/18 ■■病院 診療 6,000円 ①
5/28 ■■病院 診療 3,400円 ①
▲▲薬局 医薬品 700円 ②

国税花子さんが受けた医療
9/13 ○○診療所 診療 3,300円 ③
医薬品 1,100円

平成　　年分 医療費控除の明細書
※ この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 国税 太郎

1 医療費通知に関する事項

2 医療費（上記1以外）の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

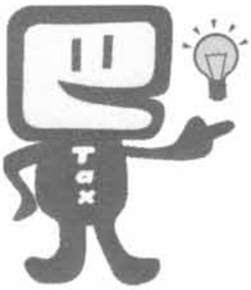

・医療を受けた人
・病院・薬局
ごとに医療費を合計して記載します。

2 医療費（上記１以外）の明細 欄の書き方

	(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
①	国税 太郎	■■病院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	9,400円
②	同上	▲▲薬局	□診療・治療 □介護保険サービス ☑医薬品購入 □その他の医療費	700円
③	国税 花子	○○診療所	☑診療・治療 □介護保険サービス ☑医薬品購入 □その他の医療費	4,400円

医療費控除の申告は
確定申告書等作成コーナーで！
「医療費控除の明細書」も作成できます。

作成コーナー
www.keisan.nta.go.jp

税務署

平成29年度 税制改正

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

働きたい人が就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行います。

※平成30年分以後の所得税について適用します。

①納税者本人の受ける控除額

所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入の上限を、150万円に引き上げます（現行の配偶者控除の対象となる配偶者の給与収入の上限は103万円）。

（例）納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合（合計所得金額が900万円以下の場合）

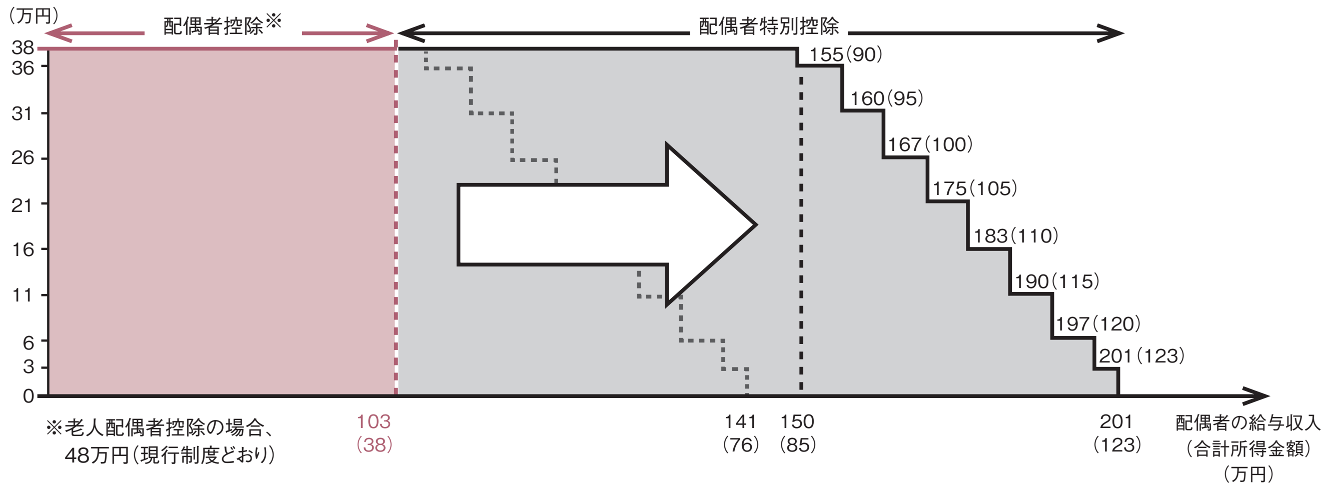

②納税者本人の所得制限

配偶者控除等の適用される納税者本人に収入制限を設けることとし、給与収入（合計所得金額）が1,120万円（900万円）を超える場合には以下の表のとおり控除額が逓減・消失する仕組みとします。

配偶者の給与収入（合計所得金額）→ （単位：万円）

納税者本人の給与収入（合計所得金額）	配偶者控除※	配偶者特別控除									
	～103 （～38）	～150 （～85）	～155 （～90）	～160 （～95）	～167 （～100）	～175 （～105）	～183 （～110）	～190 （～115）	～197 （～120）	～201 （～123）	201～ （123～）
～1,120 （～900）	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	－
～1,170 （～950）	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	－
～1,220 （～1,000）	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	－
1,220～ （1,000～）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

※老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入（合計所得金額）が、①～1,120万円（～900万円）の場合、控除額48万円、②1,120～1,170万円（900～950万円）の場合、控除額32万円、③1,170万円～1,220万円（950～1,000万円）の場合、控除額16万円、④1,220万円超（1,000万円超）の場合、適用なし。

行事予定 平成29年11月～平成30年2月

日	時			行　事（会　議）	開催場所
11月	15日	水	13:00	女性部会豊田東南ブロック研修会	
	16日	木	14:00	税務会計講座(第3回)	豊田商工会議所会館　2F　多目的204
	17日	金	14:00	業種別税務研修会(自動車部会)	鬼頭工業　本社会議室
	20日	月	14:00	広報委員会兼会報編集会議(第5回)	豊田商工会議所会館　4F　会議室401
	20日	月	15:00	女性部会·税務署長を囲む会	豊田商工会議所会館　2F　会議室206
	21日	火	14:00	法人税セミナー上級(第3回)	豊田商工会議所会館　2F　多目的204
	21日	火		青年部会·視察研修会	大阪方面
	22日	水		青年部会·視察研修会	大阪方面
	24日	金	10:45	厚生委員会(第3回)	豊田商工会議所会館　4F　会議室401
	24日	金	11:15	福利厚生制度推進連絡協議会	豊田商工会議所会館　4F　会議室401
	24日	金	11:45	福利厚生制度推進連絡協議会懇談会	豊田商工会議所会館　4F　会議室401
	27日	月	14:30	青年部会·正副部会長会議	豊田商工会議所会館　2F　多目的204
	27日	月	16:00	青年部会·税務署長を囲む会	豊田商工会議所会館　2F　多目的204
	27日	月	17:15	青年部会·懇談会(情報交換会)	キッチンこば軒
	28日	火	14:30	県連·税制講演会(講師:冨田俊基 氏)	ウインクあいち
	29日	水	14:00	業種別(自動車部会)税務研修会 豊田鉄工&大豊工業	豊田商工会議所会館　2F　多目的201·202·203
	29日	水		みよし支部·視察研修会	蒲郡方面
	30日	木	18:00	上郷支部·税務研修会	上郷交流館
	30日	木	18:30	上郷支部·講演会	上郷交流館
12月	4日	月	14:30	愛知県法人会運営研究会	ホテルキャッスルプラザ
	10日	日		七州支部　社会貢献活動	
	12日	火	14:00	組織委員会兼支部長会議(第4回)	豊田商工会議所会館　4F　会議室401
	12日	火	15:00	正副支部長会議(第2回)	豊田商工会議所会館　4F　会議室403
	15日	金		県内事務局役職員研修会	未定
	19日	火	10:30	広報委員会兼会報編集会議(第6回)	豊田商工会議所会館　4F　会議室401
	20日	水	13:30	高岡支部税務研修会·講演会	高岡農村環境改善センター
	20日	水	16:00	女性部会　役員研修会	ホテルトヨタキャッスル
1月	10日	水	14:00	総務委員会(第4回)	豊田商工会議所会館　4F　会議室401
	12日	金	14:00	法人税セミナー初級(第4回)	豊田商工会議所会館　2F　多目的204
	15日	月	14:00	決算期別説明会(12·1·2月)	豊田商工会議所会館　2F　多目的204
	16日	火	14:00	税務会計講座(第4回)	豊田商工会議所会館　2F　多目的204
	17日	水	14:00	正副会長会議(第2回)	豊田商工会議所会館　4F　会議室401
	17日	水	15:00	常任理事会(第2回)	豊田商工会議所会館　4F　会議室403
	19日	金	14:00	法人税セミナー上級(第4回)	豊田商工会議所会館　2F　多目的204
	23日	火	11:00	女性部会·新春講演会	ホテルトヨタキャッスル
	25日	木	16:00	理事会(第3回)	ホテルトヨタキャッスル
	25日	木	17:15	理事会·懇談会	ホテルトヨタキャッスル
	29日	月	16:00	県連·第17回理事会、理事·委員合同賀詞交歓会	名古屋東急ホテル
	31日	水	14:00	専務理事等会議	大同生命ビル　2F·ホテルキャッスルプラザ
2月	8日	木	14:00	法人税セミナー初級(第5回)	豊田商工会議所会館　2F　多目的203
	8日	木	12:00	県連·事業委員会	大同生命ビル　2F
	9日	金	15:00	青年部会·正副部会長会議	豊田商工会議所会館　4F　会議室401
	13日	火	14:00	税務会計講座(第5回)	豊田商工会議所会館　2F　多目的203
	14日	水	12:00	県連·厚生員会/厚生制度推進連絡協議会	大同生命ビル　2F
	19日	月		女性部会·理事会	豊田商工会議所会館　2F　204
	20日	火	12:00	県連·税制委員会	大同生命ビル　2F
	21日	水	15:30	第35回調査部所管法人 経営者講演会	ウェスティンナゴヤキャッスル
	23日	金	14:00	法人税セミナー上級(第5回)	豊田商工会議所会館　2F　多目的203
	23日	金	12:00	県連·組織委員会	大同生命ビル　2F
	27日	火	12:00	県連·総務委員会	大同生命ビル　2F

新会員紹介 平成29年5月～10月

(株)タニエンジニアリング	豊田中
(株)ZEAR	豊田中
(株)Tcell医療福祉経営コンサルタント	豊田中
(株)ワークスタッフ　豊田営業所	豊田中
(株)HOME　CREATIONS	豊田中
岩部建設(株)豊田支店	豊田中
(株)MSYダイニング	豊田中
(株)GS	豊田中
(株)エコランナー	高橋松平
(株)サンクス　事務所	高橋松平
(有)おおぞら	高橋松平
(有)ケイ･エス･ケイ	高橋松平
(株)まごころ工房	高橋松平
(株)コーシン	高橋松平
(有)タチエンジニアリング	高橋松平
(株)ワイケイ･カシマ	高橋松平
(株)エクセレンス	高橋松平
(株)須賀工業	高橋松平
(有)田中水道設備	高橋松平
豊田共栄サービス(株)　司事業所	七州
(有)ウェイ･アームズ	七州
(株)マルフジ	七州
(株)ファインテック	七州
(株)アップルワールド　豊田店	豊南
堀設備工業(有)	豊南
トラストペット(株)	豊南
(一財)トヨタ女性技術者育成基金	豊南
(有)一藤産業	豊南
(株)BS	豊南
(特非)あんき村	豊南
(株)Sma　Happi	豊南
(株)中嶋工業	猿投
(株)クロガネ･タウンサービス	猿投
(合同)ピーナッツ	猿投
(株)WATANABE	猿投
(株)福重	猿投
(株)FINE	猿投
アイ･アース(合同)	猿投
(株)SERENDIPITY	高岡
(株)ワイエス地所	高岡
(株)アマキ建築	上郷
(株)勇伸工業	足助
東加茂開発(株)	下山
高千穂建設(株)	藤岡
ネットワークパートナーズ協同組合	みよし

キリトリ

公益社団法人
豊田法人会 宛

登記事項等異動連絡票

平成　　年　　月　　日

会員名		異動日	平成　　年　　月　　日

異動事項	変　更　前	変　更　後
所 在 地	〒　　―	〒　　―
フリガナ 法 人 名		
フリガナ 代 表 名		
電話番号		
FAX No.		
資 本 金	万円	万円
業 種 目		
組織変更		
決 算 期	月期	月期
そ の 他		

※該当事項をご記入のうえ、豊田法人会事務局までご連絡願います。
(公社)豊田法人会　事務局／豊田市小坂本町1-25　豊田商工会議所会館 4F
Tel : 0565-33-1314　Fax : 0565-33-6230

受付

総合型V Tタイプ

（大同生命の定期保険+AIUのベーシック傷害保険）

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、最高1億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動型）

病気による身体障がい状態の例

例えば

- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…
  その後悪化し、慢性腎不全となり、
  永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…
  その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明

事故による身体障がい状態の例

例えば

- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…
  作業中にプレス機に挟まれ
  両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中に…
  交通事故で脊柱を損傷し
  寝たきりに

事故より怖い病気のリスク

病気による身体障がい者数の割合 **約54.9%** > 事故・けがによる身体障がい者数の割合 **約14.3%**

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合（「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く）
［出典］厚生労働省「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」（65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに当社独自に集計）

○万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれ減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は払込総保険料を下回ります。
○就業障がい保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、契約は消滅し重複しては支払いません。
○保険金額1億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主（契約者と被保険者が同一人の場合に限る）の場合です。
○この保険には高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料の払込免除のお取扱いはありません。
○身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
○当資料に記載の保障は「Tタイプ［無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動型）］」によるものです。AIUのベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
○この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
○この資料は、平成29年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
○ご検討・ご契約にあたっては、「設計書［契約概要］」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DAIDO 大同生命保険株式会社
三河支社 豊田営業所/愛知県豊田市小坂本町1−5−10
（矢作豊田ビル5F） TEL 0565−34−0200

AIU 損害保険株式会社
名古屋プロチャネル営業部/愛知県名古屋市中区栄5−27−12
（富士火災名古屋ビル3F） TEL 052−857−1400

F-28-1026（平成29年3月16日）

公益社団法人
豊田法人会
〒471-0034 愛知県豊田市小坂本町1丁目25番地
（豊田商工会議所会館 4F）
Tel：0565-33-1314 Fax：0565-33-6230
E-mail main@toyotahojinkai.or.jp

発行日／平成29年11月15日

http://www.toyotahojinkai.or.jp